

法令および定款に基づくインターネット開示事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合
することを確保するための体制その他業務の
適正を確保するための体制およびその運用状況

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

関西電力株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 当該体制に関する取締役会の決議内容

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取り締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化するとともに、取締役の職務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役を、それぞれ複数名置く。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、業務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、業務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な業務の執行に関する事項について、役付取締役および役付執行役員により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、C S R およびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保する。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導すること等により、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する。

(a) 取締役は、子会社の取締役から定期的に経営状況その他の職務の執行に係る報告を受ける。

(b) 取締役は、子会社の事業活動に伴うリスクについて、子会社が自律的に管理することを基本としつつ、子会社のリスク管理を統括する箇所を定め、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握、リスク管理体制およびリスク管理状況の定期的な確認等を行い、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止し、またはこれを最小化するよう努める。

また、各子会社共通かつ重要なリスクについては、必要に応じて、当社にリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、子会社に対して、助言・指導を行うとともに、リスクを統括的に管理する委員会において、子会社の業務執行に伴うリスクを含め、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

(c) 取締役は、子会社の取締役の職務の執行について、子会社の社内規程において職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めさせることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保させる。

(d) 取締役は、子会社に対して、「経営理念」、「私たちの基本姿勢」、「関西電力グループビジョン」および「関西電力グループC S R 行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、C S R およびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めるとともに、適切な体制を整備させることにより、子会社の取締役および使用人の職務の執行の法令等への適合を確保させる。

また、子会社の取締役および使用人から、コンプライアンス上疑義のある行為等について通報を受け付ける内部通報制度を整備し、コンプライアンス相談窓口を置く。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させる。

g. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

h. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とする。また、当該組織の使用人は、監査役の指示に従うとともに、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの業務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。当該使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

i. 監査役への報告に関する体制

取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役、使用人または子会社のこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に基づき、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告するとともに、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

j. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、社内規程に基づき、前項の報告を監査役に行った者に対する不利な取扱いの排除等を確保し、また子会社に対して確保させる。

k. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理等については、これを措置する。

l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を定期的に監査するために内部監査組織を設置する。また、社外の有識者の参加も得た委員会を置き、公正かつ専門的な立場から内部監査の適正性・有効性について審議する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

a. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行っている。また、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適正・適法かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認している。

取締役は、常務会および各種会議体等において、経営の基本的方向性や行動の規範に従い職務を執行している。

取締役会は、2018年度中に12回開催し、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的に取締役の職務の執行状況等に関する報告を受けることにより、取締役の職務の執行を監督している。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っている。なお、独立性を確保した社外取締役3名、社外監査役4名を置き、取締役会の監督機能および監査役会の監査機能をより強化し、取締役の職務執行への助言を行っている。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行っている。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会等の議事録、りん議書等の業務決定文書について、法令および社内規程に基づき、適正に作成、保存、管理している。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動に伴うリスクについて、各部門が自律的にリスクを評価して、必要な対策を実施し、部門横断的なリスクについては、リスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所がリスク管理に係る方針、計画等を策定するとともに、業務執行箇所のリスク管理状況を把握、評価し、日常的な支援を行っている。

また、「関西電力グループリスク管理規程」および「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を2018年度中に3回開催し、全社的な視点でリスク管理状況を把握、評価するとともに、取締役会・常務会に報告している。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社の機構、業務分掌、職位およびそれらの運用に係る社内規程ならびに各職位の職責と権限に係る社内規程によって業務運営の責任体制を明確にするとともに、権限の配分、行使を適切な範囲で行い、効率的な体制を構築している。

また、当社は、2018年度中に常務会を40回、電力流通経営会議（2018年6月27日付で、送配電経営会議に名称を変更。）を1回開催し、全般的な業務執行方針、計画および重要な業務執行について審議するとともに、必要な報告などを行うことにより効率的な意思決定を行っている。

e. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、「CSR推進会議規程」に基づき、CSR推進会議を2018年度中に4回開催し、CSR活動計画の審議・策定を行い、それに基づき各組織において自律的な取組みを展開するとともに、毎年CSRの浸透状況について確認を行っている。

また、コンプライアンス委員会を2018年度中に2回開催し、グループ全体のコンプライアンスに関する総合的方策の策定やグループ全体のコンプライアンスに関する具体的方策の総合調整および実施の促進等を行っている。

コンプライアンス相談窓口において、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保している。

f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、子会社の経営層と、定期的な会議を通して、子会社の経営状況等についてコミュニケーションを行うとともに、四半期ごとに決算実績について報告を受けている。

子会社の事業活動に伴うリスクについては、子会社の重要な決定への事前関与、経営状況の定期的な把握を行うとともに、子会社のリスク管理状況について確認し、リスク管理委員会で報告を受けている。また、専門性を備えたリスク分野ごとの管理箇所が、定期的に開催する会議等を通して、子会社に日常的な助言・指導を行っている。

子会社に対し、業務の適正確保に必要となるCSR、コンプライアンス、組織および権限に係る規程の整備状況を確認している。

コンプライアンス相談窓口において、子会社においてコンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けている。その運用に当たっては、通報者の秘密保護や不利な取扱いの排除等を確保するとともに、子会社の取締役および使用人に対して確保させている。

g. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

取締役は、執行部から独立した組織として監査役室を設置し、監査役室は、12名のスタッフにより監査計画に基づく監査実務、監査役会の運営等を実施している。

h. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役直属の監査業務専任のスタッフについて、取締役の指揮命令を受けず、また、その評価・異動等は監査役の意向が尊重されているなど、取締役からの独立性を確保している。

i. 監査役への報告に関する体制

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、経営・業績に係る重要事項、社内外への開示事項等につき、監査役に報告を行っている。

j. 監査役への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規程を整備し、不利な取扱いの排除を確保している。また、子会社の不利な取扱いの排除につき、全ての子会社において規程化されていることを確認している。

k. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査業務に必要な費用を確保している。

l. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役監査の実効性確保に関する規程」等の社内規程に基づき、監査役または監査役スタッフの監査に係る調査に協力している。

主要な委員会等については、委員会事務局が都度、常任監査役を開催案内を送付し、委員会等の資料・議事録の提供などを適切に行っている。常任監査役は、委員会に都度出席し、審議状況を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

m. 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の確認に関する事項

当社は、内部監査の専任組織として経営監査室を設置し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に係る適正性・有効性等を監査しており、その結果については、半期ごとに、社外有識者3名を含む経営監査委員会の審議を経て、取締役会・常務会に報告している。

連結株主資本等変動計算書

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高(百万円)	489,320	66,725	904,806	△ 96,504	1,364,347
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 40,213		△ 40,213
親会社株主に帰属する当期純利益			115,077		115,077
自 己 株 式 の 取 得				△ 304	△ 304
自 己 株 式 の 処 分		—		2	1
利益剰余金から資本剰余金への振替		—	—		—
連結子会社の増資による持分の増減		—			—
連結子会社株式の取得による持分の増減		△ 69			△ 69
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計(百万円)	—	△ 68	74,863	△ 302	74,492
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高(百万円)	489,320	66,656	979,669	△ 96,806	1,438,839

	その他の包括利益累計額						非 支 配 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 減 損	延 滞 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 金 に 関 連 する 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高(百万円)	91,135	△ 3,369		11,016	△ 9,041	89,740	18,709	1,472,797
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△ 40,213
親会社株主に帰属する当期純利益								115,077
自 己 株 式 の 取 得								△ 304
自 己 株 式 の 処 分								1
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
連結子会社の増資による持分の増減								—
連結子会社株式の取得による持分の増減								△ 69
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当連結会計年度変動額(純額)	△ 8,197	△ 6,144	△ 2,000		2,007	△ 14,335	△ 7	△ 14,343
当連結会計年度変動額合計(百万円)	△ 8,197	△ 6,144	△ 2,000		2,007	△ 14,335	△ 7	60,148
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高(百万円)	82,937	△ 9,514		9,015	△ 7,034	75,404	18,702	1,532,946

連 結 注 記 表

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

a. 連結子会社

連結子会社の数 77社

主要な連結子会社の名称 (株)ケイ・オブティコム、(株)関電エネルギーソリューション、関電不動産開発(株)、(株)かんでんエンジニアリング、(株)日本ネットワークサポート、関電プラント(株)、(株)ニュージェック、(株)関電パワーテック、関電ファシリティーズ(株)、関電システムソリューションズ(株)、(株)環境総合テクノス、関電サービス(株)、(株)関電 L & A、Kansai Electric Power Australia Pty Ltd

当連結会計年度中の新規設立により4社を、株式の取得により5社を、それぞれ新たに連結の範囲に含めている。
また、当連結会計年度中の合併により1社を連結の範囲から除外している。

b. 主要な非連結子会社

S.O.W.アセットファイナンス式号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その純資産および当期純損益の大部分が非支配株主に帰属すること、加えて、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結貸借対照表および連結損益計算書に重要な影響を及ぼさないことから、連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

a. 持分法を適用した非連結子会社および関連会社

関連会社の数 4社

会社の名称 日本原燃(株)、(株)さんでん、(株)エネゲート、San Roque Power Corporation

b. 持分法を適用していない主要な非連結子会社および関連会社

日本原子力発電(株)

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しいことから、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 会計方針に関する事項

a. 重要な資産の評価基準および評価方法

(a) 有価証券

満期保有目的債券 償却原価法

その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(b) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

c. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号 以下「改正法」という。）第4条第1項に規定する拠出金（改正法第2条第4項第1号に規定する再処理関連加工の業務に係る拠出金を除く。）の額を同条第2項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて電気事業営業費用として計上している。

なお、再処理関連加工の業務に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

また、「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める額（2005年度の使用済燃料再処理等引当金に係る引当金計上基準変更に伴い生じた差異）312,810百万円のうち、改正法施行時点における未認識額82,953百万円については、改正法附則第6条第1項に基づき、2019年度までの各連結会計年度において分割して納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、各連結会計年度に納付した金額を費用計上している。なお、当連結会計年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は20,738百万円である。

(b) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産（「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号 以下「解体省令」という。）第5条第3項ただし書の要引当額の相当額を含む。）については、解体省令の定める積立期間（運転を廃止した特定原子力発電施設に係る積立期間）については、解体省令第5条第6項による経済産業大臣から通知を受けた期間）にわたり、定額法により費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

(c) 原子力廃止関連仮勘定の償却方法

原子力廃止関連仮勘定は、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第4条および第6条の規定により、料金回収に応じて償却している。

- (d) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による退職給付債務の額（一部の連結子会社は年金資産の評価額を控除した額）を退職給付に係る負債に計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生当連結会計年度）から費用処理することとしている。
- (e) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
- (f) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。

2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 連結貸借対照表関係

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

(2) 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「その他の営業外収益」に含めていた「固定資産売却益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- a. 当社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債	1,259,300百万円
㈱日本政策投資銀行からの借入金	329,595百万円

- b. 連結子会社において担保に供している資産

その他の固定資産	21,394百万円
建設仮勘定及び除却仮勘定	5,094百万円
その他の投資等	414百万円
現金及び預金	2,595百万円
その他の流動資産	91百万円

上記資産を担保としている債務

社債	200百万円
長期借入金（1年以内に返済すべき金額を含む）	15,129百万円
支払手形及び買掛金	1,912百万円

- c. 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

その他の固定資産	37,789百万円
建設仮勘定及び除却仮勘定	340百万円
長期投資	19,963百万円
関係会社長期投資	64,893百万円
現金及び預金	699百万円
受取手形及び売掛金	221百万円
たな卸資産	205百万円
その他の流動資産	3,208百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,105,235百万円

(3) たな卸資産の内訳科目および金額

商品及び製品	3,614百万円
仕掛品	6,136百万円
原材料及び貯蔵品	84,521百万円
販売用不動産	69,664百万円

(4) 保証債務

借入金等に対する保証債務

日本原燃㈱	164,582百万円
日本原子力発電㈱	41,652百万円
Ichthys LNG Pty Ltd	19,247百万円
Bluewaters Power Pty Ltd	15,934百万円
Rojana Power Co., Ltd.	696百万円
Moray East Holdings Limited	6,278百万円
提携住宅ローン利用顧客	9,224百万円

電力売買契約の履行に対する保証債務

PT Bhumi Jati Power	7,250百万円
---------------------	----------

燃料購入契約の履行に対する保証債務

エイブルエナジー（同）	3,360百万円
-------------	----------

(5) 会社法以外の法令の規定による引当金

濁水準備引当金

「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定により計上している。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 938,733,028株

(2) 配当に関する事項

a. 配当金支払額

2018年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当金の総額 17,872百万円

1株当たり配当額 20円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月28日

2018年10月26日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

配当金の総額 22,340百万円

1株当たり配当額 25円

基準日 2018年9月30日

効力発生日 2018年11月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれている。

b. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案している。

配当金の総額 22,340百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 25円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月24日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれている。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資や債務償還などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄い、不足する資金については主に社債や借入金によって資金調達を行い、短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパー等により調達している。また、資金運用については短期的な預金等で実施している。

資金調達にあたっては、円貨建て及び固定金利のものを主としているが、一部については外貨建てもしくは変動金利のものを調達し、償還年限については、金融環境などを総合的に勘案し決定している。

また、有価証券及び投資有価証券については、主に電気事業の運営上必要な株式や譲渡性預金等を保有している。

デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行っていない。

受取手形及び売掛金の大部分を占める電気料金債権は、毎月検針後、30日以内にほとんどが回収される。

有価証券及び投資有価証券のうち、株式については、事業運営上の必要性の観点に加え、時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直ししている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、原則として先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしている。

借入金のうち、変動金利の長期借入金の一部については、金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資産			
a. 有価証券及び投資有価証券(*1)	168,758	168,815	57
b. 現金及び預金	180,628	180,628	—
c. 受取手形及び売掛金	312,519	312,519	—
負債			
d. 社債(*2)	1,259,782	1,270,754	10,972
e. 長期借入金(*2)	2,177,593	2,212,573	34,979
f. 短期借入金	146,096	146,096	—
g. コマーシャル・ペーパー	270,000	270,000	—
h. 支払手形及び買掛金	125,429	125,429	—
i. デリバティブ取引(*3)	△ 10,641	△ 10,641	—

(*1) 連結貸借対照表上「長期投資」および「その他の流動資産」に計上している。

(*2) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含めている。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

a. 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

b. 現金及び預金、並びに c. 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

d. 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

e. 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「i. デリバティブ取引」参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

f. 短期借入金、g. コマーシャル・ペーパー、並びに h. 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

i. デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。（上記「e. 長期借入金」参照）

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額36,912百万円）、出資証券等（連結貸借対照表計上額25,410百万円）

は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「a. 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,695円36銭

(2) 1株当たり当期純利益 128円83銭

（注1）1株当たり純資産額の算定上、役員報酬BⅠP信託に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度末において役員報酬BⅠP信託に係る信託口が保有する自己株式数は147,800株である。

（注2）1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬BⅠP信託に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当連結会計年度において役員報酬BⅠP信託に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は98,533株である。

7. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による一般送配電事業の分社化

当社は、2019年4月25日の取締役会決議により、2020年4月1日（予定）に当社が営む一般送配電事業を会社分割の方法によって「関西電力送配電株式会社」に承継させることとし、同日付で、承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。）。

本件吸収分割の効力発生については、2019年6月21日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

わが国のエネルギー政策において、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点から、「電力の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的とした電力システム改革が進められている。2020年4月には、その第3段階として、改正電気事業法が施行され、送配電部門の中立性を一層確保して更なる競争的な市場環境を実現することをねらいに、一般送配電事業と発電事業または小売電気事業の兼業が原則禁止となり、一般送配電事業の分社化（以下、「法的分離」という。）が求められている。

当社は、この法の要請に応えるため、本年4月1日、一般送配電事業及びこれに附帯する事業を担う事業主体として当社の100%子会社である関西電力送配電株式会社を設立し、2020年4月1日（予定）をもって、当該事業を吸収分割の方法により同社に承継させる吸収分割契約を、同社と締結した。

なお、発電事業及び小売電気事業については、保有する経営資源を時々の環境に応じて最適に活用できるよう、法的分離後も事業持株会社として一体となって推進し、お客さまや社会のみなさまに、より多様なエネルギーソリューションをお届けし、多くのみなさまからお選びいただくことで、グループ価値の最大化を図っていく。

当社は、法的分離に的確に対応するとともに、関西電力送配電株式会社を含め、引き続き安全・安定供給を全うし、事業環境の変化を乗り越え、変革を進めることで、グループ全体の持続的な成長を実現していく。

(2) 本件吸収分割の要旨

a. 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認定時株主総会	2019年6月21日
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2019年6月21日
吸収分割効力発生日	2020年4月1日

b. 本件吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社の100%子会社である関西電力送配電株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割である。

c. 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は、普通株式4,090万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。

d. 分会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

e. 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

f. 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業及びそれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社に承継しない。

g. 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は見込まれていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 分割する事業部門の概要

a. 分割する部門の事業内容

一般送配電事業及びそれに附帯する事業

b. 分割する部門の経営成績（2019年3月期）

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
一般送配電事業及びそれに附帯する事業	192,841百万円	2,797,191百万円	6.9%

(注) 外部売上高を記載している。

c. 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	2,330,228百万円	固定負債	187,866百万円
流動資産	38,413百万円	流動負債	133,425百万円
合計	2,368,641百万円	合計	321,292百万円

(注) 上記の金額は、2019年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

(4) 本件吸収分割後の当社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	分割会社
① 商号	関西電力株式会社
② 所在地	大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 岩根 茂樹
④ 事業内容	電気事業 等
⑤ 資本金	489,320百万円
⑥ 決算期	3月31日

(5) 本件吸収分割後の承継会社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	承継会社
① 商号	関西電力送配電株式会社
② 所在地	大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 土井 義宏
④ 事業内容	一般送配電事業 等
⑤ 資本金	40,000百万円
⑥ 決算期	3月31日

8. その他の注記

(1) 原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号 以下「改正省令」という。）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号 以下「解体省令」という。）が改正された。

原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、解体省令により費用化している。従来、費用化期間については、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間としていたが、改正省令の施行に伴い、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月（以下「発電開始月」という。）から起算して40年を経過する月（「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）第43条の3の32第2項の規定による運転期間の延長があったときは、延長された期間の終了する日の属する月）までとなる。

また、特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止する場合の費用化期間については、発電開始月から解体省令第5条第1項の規定による総見積額の承認を受けた日の属する月までとなる。ただし、第5条第3項の規定による積立期間の延長に係る承認申請を行ったときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年（廃止日が発電開始月から40年を経過している場合は、発電開始月から50年）を経過する月）までとなる。

これにより営業利益、当期経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ2,229百万円減少している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の算定に用いる使用見込期間を従前の運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間から運転期間に変更している。

これにより、資産除去債務および資産除去債務相当資産は、それぞれ45,512百万円増加している。

(2) 取締役および執行役員に対する株式報酬制度

当社は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会の決議を経て、当社グループの中長期的な企業価値向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者である者を除く。）および執行役員（国内非居住者である者を除く。取締役と併せて以下「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入している。

a. 取引の概要

本制度は、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「信託口」という。）と称される仕組みを採用し、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託口を通じて取得され、取締役等の役位に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付および給付する株式報酬制度である。

なお、本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じている。

- b. 信託口に残存する自社の株式
信託口に残存する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上している。
当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度末において234百万円、147,800株である。
- (3) **特別損失の計上**
 - a. 災害による損失
災害による損失には平成30年台風第21号による財産偶発損（減失資産の簿価相当額）および災害特別損失（被害を受けた設備の復旧工事等に要する費用）を計上している。
財産偶発損の内訳は災害復旧費用引当金繰入額17百万円、財産偶発損発生額3百万円である。
災害特別損失の内訳は災害復旧費用引当金繰入額2,086百万円、設備復旧費用等発生額10,720百万円である。
 - b. 関係会社投資損失
関係会社投資損失には国際事業の投資案件における損失を計上している。

株主資本等変動計算書

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株	株 資 合 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	海 外 投 資 損 失 準 備 金		
当事業年度期首残高(百万円)	489,320	67,031	－	36,708	62	381,478	△ 96,387	878,213
当 事 業 年 度 変 動 額								
海外投資等損失準備金の取崩					△ 18	18		－
剰 余 金 の 配 当				4,021		△ 44,234		△ 40,213
当 期 純 利 益						87,435		87,435
自 己 株 式 の 取 得							△ 304	△ 304
自 己 株 式 の 処 分			－				2	1
利益剰余金から資本剰余金への振替			－			－		－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 変 動 額 (純 額)								
当事業年度変動額合計(百万円)	－	－	－	4,021	△ 18	43,218	△ 302	46,918
当 事 業 年 度 末 残 高(百万円)	489,320	67,031	－	40,729	43	424,696	△ 96,689	925,132

	評価・換算差額等				純 資 産 合 計
	そ の 有 価 差 額	他 証 券 価 金	繰 上 延 損 益	評 価 換 算 差 額	
当事業年度期首残高(百万円)	57,569	△	1,840	55,728	933,942
当 事 業 年 度 変 動 額					
海外投資等損失準備金の取崩					－
剰 余 金 の 配 当					△ 40,213
当 期 純 利 益					87,435
自 己 株 式 の 取 得					△ 304
自 己 株 式 の 処 分					1
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 変 動 額 (純 額)	△ 7,092		1,329	△ 5,763	△ 5,763
当事業年度変動額合計(百万円)	△ 7,092		1,329	△ 5,763	41,155
当 事 業 年 度 末 残 高(百万円)	50,476	△	510	49,965	975,097

個 別 注 記 表

2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

- a. 有価証券
 - 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
 - 其他有価証券 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
- b. たな卸資産
 - 貯蔵品（石炭、燃料油、ガスおよび一般貯蔵品） 総平均法（一部は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）
 - 貯蔵品（特殊品） 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法
- b. 無形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

- a. 退職給付引当金
 - 退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。
 - 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしている。
- b. 災害復旧費用引当金
 - 平成30年台風第21号により被害を受けた資産の復旧に要する費用の見積額を計上している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

- a. 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法
 - 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号 以下「改正法」という。）第4条第1項に規定する拠出金（改正法第2条第4項第1号に規定する再処理関連加工の業務に係る拠出金を除く。）の額を同条第2項に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。
 - なお、再処理関連加工の業務に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。
 - また、「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める額（2005年度の使用済燃料再処理等引当金に係る引当金計上基準変更に伴い生じた差異）312,810百万円のうち、改正法施行時点における未認識額82,953百万円については、改正法附則第6条第1項に基づき、2019年度までの各事業年度において分割して納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」（平成28年経済産業省令第94号）附則第4条に基づき、各事業年度に納付した金額を費用計上している。なお、当事業年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は20,738百万円である。
- b. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法
 - 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産（「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号 以下「解体省令」という。）第5条第3項ただし書の要引当額の相当額を含む。）については、解体省令の定める積立期間（運転を廃止した特定原子力発電施設に係る積立期間については、解体省令第5条第6項による経済産業大臣から通知を受けた期間）にわたり、定額法により費用化している。
 - なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。
- c. 原子力廃止関連仮勘定の償却方法
 - 原子力廃止関連仮勘定は、「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成29年経済産業省令第77号）附則第4条および第6条の規定により、料金回収に応じて償却している。
- d. 退職給付に係る会計処理
 - 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。
- e. 消費税等の会計処理
 - 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
- f. 連結納税制度の適用
 - 連結納税制度を適用している。

(5) 表示方法の変更

- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示している。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

- 会社の財産は、社債および㈱日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。
- 社債 1,260,000百万円
- ㈱日本政策投資銀行からの借入金 329,595百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

11,119,407百万円

(3) 保証債務

借入金等に対する保証債務

日本原燃(株)	164,582百万円
日本原子力発電(株)	41,652百万円
Kansai Electric Power Ichthys E&P Pty Ltd	39,942百万円
Ichthys LNG Pty Ltd	19,247百万円
Bluewaters Power Pty Ltd	15,934百万円
LNG SAKURA Shipping Corporation	15,360百万円
LNG FUKUROKUJU Shipping Corporation	8,196百万円
LNG JUROJIN Shipping Corporation	7,934百万円
Moray East Holdings Limited	6,278百万円
LNG EBISU Shipping Corporation	2,585百万円
Kansai Sojitz Enrichment Investing S.A.S.	2,570百万円
関西電子ビーム(株)	1,151百万円
Rojana Power Co., Ltd.	696百万円

電力売買契約の履行に対する保証債務

PT Bhumi Jati Power

燃料購入契約の履行に対する保証債務

エイブルエナジー（同）

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

長期金錢債權	356,931百萬元
短期金錢債權	37,300百萬元
長期金錢債務	72,115百萬元
短期金錢債務	213,768百萬元

(5) 短期金融買付
附帯事業に係る固定資産の金額

蒸氣供給事業

専用固定資産	32百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	26百万円
合計額	58百万円
専用固定資産	5,810百万円
他事業との共用固定資産の配賦額	685百万円
合計額	6,496百万円

ガス供給事業

他事業との共

合計額

(6) 会社法以外の法令の規定による引当金

渴水準備引当金

「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとされる改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定により計上している。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	費用	273,740百万円	収益	37,258百万円
営業取引以外の取引高		6,305百万円		

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

45.275.986株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託に係る信託口が保有する当社株式 147,800 株が含まれている。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	93,473百万円
繰越欠損金	87,347百万円
減価償却超過額	76,489百万円
資産除去債務	56,971百万円
その他	132,352百万円
繰延税金資産小計	446,635百万円
評価性引当額	△84,739百万円
繰延税金資産合計	361,896百万円
繰延税金負債	
原子力廃止関連仮勘定	△20,414百万円
その他有価証券評価差額金	△18,280百万円
資産除去債務相当資産	△12,705百万円
海外投資等損失準備金	△16百万円
繰延税金負債合計	△51,417百万円
繰延税金資産の純額	310,478百万円

繰延税金資産小計

評価性引当額

繰延税金資産合計

繰延税金負債

原子力廃止

その他の有価

資產除去債

海外投資等

繰延税金負債

繰延税金資産の純額

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属 性	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	関電不動産開発 (株)	所有 直接 100.0%	資金の貸借	資金の貸付 (注 1) 貸付金の回収 (注 1)	62,000 4,000	関係会社 長期投資	206,300
関連会社	日本原燃(株)	所有 直接 16.6%	ウランの濃縮、廃棄物の埋設 を委託	債務保証 (注 2)	164,582	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 関電不動産開発株に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

(注2) 日本原燃(株)に対する債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証している。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,091円38銭
(2) 1株当たり当期純利益 97円85銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上、役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する当社株式については、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末において役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する自己株式数は147,800株である。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上、役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する当社株式については、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度において役員報酬B I P信託に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は98,533株である。

8. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による一般送配電事業の分社化

当社は、2019年4月25日の取締役会決議により、2020年4月1日（予定）に当社が営む一般送配電事業を会社分割の方法によって「関西電力送配電株式会社」に承継させることとし、同日付で、承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。）。

本件吸収分割の効力発生については、2019年6月21日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となる。

(1) 本件吸収分割の背景・目的

わが国のエネルギー政策において、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点から、「電力の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的とした電力システム改革が進められている。2020年4月には、その第3段階として、改正電気事業法が施行され、送配電部門の中立性を一層確保して更なる競争的な市場環境を実現することをねらいに、一般送配電事業と発電事業または小売電気事業の兼業が原則禁止となり、一般送配電事業の分社化（以下、「法的分離」という。）が求められている。

当社は、この法の要請に応えるため、本年4月1日、一般送配電事業及びこれに附帯する事業を担う事業主体として当社の100%子会社である関西電力送配電株式会社を設立し、2020年4月1日（予定）をもって、当該事業を吸収分割の方法により同社に承継させる吸収分割契約を、同社と締結した。

なお、発電事業及び小売電気事業については、保有する経営資源を時々の環境に応じて最適に活用できるよう、法的分離後も事業持株会社として一体となって推進し、お客さまや社会のみならず、より多様なエネルギーソリューションをお届けし、多くのみなさまからお選びいただくことで、グループ価値の最大化を図っていく。

当社は、法的分離に的確に対応するとともに、関西電力送配電株式会社を含め、引き続き安全・安定供給を全うし、事業環境の変化を乗り越え、変革を進めることで、グループ全体の持続的な成長を実現していく。

(2) 本件吸収分割の要旨

a. 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認定時株主総会	2019年6月21日
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2019年6月21日
吸収分割効力発生日	2020年4月1日

b. 本件吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社の100%子会社である関西電力送配電株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割である。

c. 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は、普通株式4,090万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。

d. 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

e. 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

f. 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業及びそれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社に承継しない。

g. 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は見込まれていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 分割する事業部門の概要

a. 分割する部門の事業内容

一般送配電事業及びそれに附帯する事業

b. 分割する部門の経営成績（2019年3月期）

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
一般送配電事業及びそれに附帯する事業	192,841百万円	2,797,191百万円	6.9%

（注）外部売上高を記載している。

c. 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	2,330,228百万円	固定負債	187,866百万円
流動資産	38,413百万円	流動負債	133,425百万円
合計	2,368,641百万円	合計	321,292百万円

（注）上記の金額は、2019年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となる。

(4) 本件吸収分割後の当社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	分割会社
① 商号	関西電力株式会社
② 所在地	大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 岩根 茂樹
④ 事業内容	電気事業 等
⑤ 資本金	489,320百万円
⑥ 決算期	3月31日

(5) 本件吸収分割後の承継会社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	承継会社
① 商号	関西電力送配電株式会社
② 所在地	大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 土井 義宏
④ 事業内容	一般送配電事業 等
⑤ 資本金	40,000百万円
⑥ 決算期	3月31日

9. その他の注記

(1) 電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

(2) 原子力発電施設解体引当金に関する省令の改正

2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号 以下「改正省令」という。）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号 以下「解体省令」という。）が改正された。

原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、解体省令により費用化している。従来、費用化期間については、運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間としていたが、改正省令の施行に伴い、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月（以下「発電開始月」という。）から起算して40年を経過する月（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）第43条の3の32第2項の規定による運転期間の延長があったときは、延長された期間の終了する日の属する月）までとなる。

また、特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止する場合の費用化期間については、発電開始月から解体省令第5条第1項の規定による総見積額の承認を受けた日の属する月までとなる。ただし、第5条第3項の規定による積立期間の延長に係る承認申請を行ったときは、廃止日の属する月から起算して10年を経過する月（改正省令の施行日の前日までに運転を廃止したときは、廃止日の属する月から起算して10年（廃止日が発電開始月から40年を経過している場合は、発電開始月から50年）を経過する月）までとなる。

これにより営業利益、当期経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ2,229百万円減少している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務の算定に用いる使用見込期間を従前の運転期間に安全貯蔵期間を加えた期間から運転期間に変更している。

これにより、資産除去債務および資産除去債務相当資産は、それぞれ45,512百万円増加している。

(3) 取締役および執行役員に対する株式報酬制度

取締役および執行役員に対する株式報酬制度については、連結計算書類の連結注記表（8.その他の注記）に記載している。

(4) 企業結合等関係

共通支配下の取引等

当社は、2018年7月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である関電ビジネスサポート株式会社を吸収合併することを決議し、2018年10月1日に吸収合併を実施した。

a. 取引の概要

(a) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

（結合企業）

結合企業の名称 関西電力株式会社

事業の内容 電気事業、熱供給事業、電気通信事業、ガス供給事業 等

（被結合企業）

被結合企業の名称 関電ビジネスサポート株式会社

事業の内容 金銭の貸付、支払手続代行業務

総資産 226,596百万円

負債 226,235百万円

純資産 360百万円

(b) 企業結合日

2018年10月1日

(c) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、関電ビジネスサポート株式会社は解散した。

(d) 結合後企業の名称

関西電力株式会社

(e) 取引の目的

関電ビジネスサポート株式会社は、関西電力グループにおけるグループ内資金融通サービスの提供等により経営資源の有効活用を行っていたが、今般、経営資源の更なる集約と効率的な業務運営を図ることを目的として、同社を吸収合併することとした。

b. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行った。

(5) 特別損失の計上

財産偶発損には平成30年台風第21号による滅失資産の簿価相当額を計上しており、内訳は災害復旧費用引当金繰入額17百万円、財産偶発損発生額3百万円である。

災害特別損失には同台風により被害を受けた設備の復旧工事等に要する費用を計上しており、内訳は災害復旧費用引当金繰入額1,284百万円、設備復旧費用等発生額8,975百万円である。